

## 1．政策及び15年度重点施策等

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 政 策          | 保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討   |
| 15年度<br>重点施策 | 保険のセーフティネット等のあり方についての検討      |
| 参考指標         | 保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討状況 |

## 2．政策の目標等

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 法定任務 | 預金者、保険契約者、投資者等の保護          |
| 基本目標 | 国民が金融サービスを適切に利用できること       |
| 重点目標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること |

## 3．政策の内容

保険業をめぐる現下の諸問題への適切な対応を図るため、「保険商品の販売のあり方」、「保険会社のガバナンスのあり方」、「保険契約者保護等のあり方」といった「保険に関する主な検討課題」について、金融審議会において検討等を行うこととしました。

## 4．現状分析及び外部要因

保険会社の経営状況について（【資料1】【資料2】参照）

平成16年7月1日現在における生命保険会社数、損害保険会社数はそれぞれ40社、52社（支店形態も含む）となっています。

生命保険会社の16年3月期決算をみると、死亡保障ニーズから生存給付ニーズへのシフト等がみられる中、保有契約高の減少が続いています。

しかしながら、事業の削減や第三分野等への取組み、運用の改善等によるいわゆる「逆ざや」の縮小などから、収益面の改善がみられており、保険本業の利益である基礎収支でみても、いわゆる「逆ざや」を補った上でなお、2兆円を超える額を計上しています。この結果、ソルベンシー・マージン比率は、いずれも監督上の基準値である200パーセントを上回る水準を維持しています。

損害保険会社についても、保険料収入の伸びが鈍化してしましますが、事業費削減の効果、株価の上昇等から、多くの会社において、前期を上回る黒字を計上しています。

この結果、ソルベンシー・マージン比率は、いずれも監督上の基準値である200パ

ーセントを上回る水準を維持しています。

こうした中で、各社においては、契約者のニーズの変化等に対応して、収益性の向上に向けた戦略的な事業展開や更なる経営の効率化、経営基盤の強化等に努めています。

【資料1 生命保険会社の平成15年度決算の概要（速報ベース）】

|               | 14年3月期<br>(=13年度決算) |        | 15年3月期<br>(=14年度決算) |        | 16年3月期<br>(=15年度決算) |        |
|---------------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|
|               |                     | 対前年増減率 |                     | 対前年増減率 |                     | 対前年増減率 |
| 新契約+転換純増 (兆円) | 130                 | 4.5    | 124                 | 4.5    | 106                 | 14.1   |
| 解約失効高 (兆円)    | 144                 | 5.8    | 127                 | 12.2   | 121                 | 4.2    |
| 保有契約高 (兆円)    | 1,325               | 2.9    | 1,278               | 3.5    | 1,222               | 4.4    |
| 基礎利益 (億円)     | 22,611              | 0.8    | 21,512              | 4.8    | 23,105              | 7.4    |
| 当期利益 (億円)     | 3,853               | 45.5   | 2,273               | 35.9   | 6,512               | 186.4  |
| 総資産 (兆円)      | 184                 | 2.8    | 179                 | 2.5    | 184                 | 2.5    |
| 有価証券含み損益 (億円) | 50,723              | 41.9   | 43,720              | 13.8   | 72,951              | 66.9   |

(注1) 新契約+転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

(注3) 「公表逆ざや額」(ヒアリングベース)は以下のとおり。

「逆ざや額」= (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高

|             |        |     |        |     |        |      |
|-------------|--------|-----|--------|-----|--------|------|
| 公表逆ざや額 (億円) | 13,663 | 3.7 | 12,748 | 6.6 | 11,340 | 11.0 |
|-------------|--------|-----|--------|-----|--------|------|

【資料2 損害保険会社の平成15年度決算の概要（速報）(全社ベース)】

(単位：億円、%)

|                      | 13年度<br>(=14年3月期) |        | 14年度<br>(=15年3月期) |        | 15年度(速報)<br>(=16年3月期) |        |
|----------------------|-------------------|--------|-------------------|--------|-----------------------|--------|
|                      |                   | 対前年増減率 |                   | 対前年増減率 |                       | 対前年増減率 |
| 元受正味保険料<br>(積立保険料含む) | 91,328            | 2.0    | 93,370            | 2.4    | 91,784                | 1.6    |
| 元受正味保険料<br>(積立保険料除く) | 77,191            | 0.7    | 79,682            | 3.4    | 79,626                | 0.1    |
| 正味収入保険料              | 69,675            | 0.6    | 74,587            | 7.1    | 76,246                | 2.4    |
| 正味支払保険金              | 37,659            | 0.5    | 37,276            | 1.0    | 38,538                | 3.6    |
| 経常利益                 | 1,297             | 140.1  | 1,957             | 253.5  | 6,661                 | 240.4  |
| 総資産                  | 334,833           | 3.4    | 306,953           | 8.3    | 325,067               | 6.0    |

注1) 13年度は57社(大成火災を除く)ベース、14年度は54社ベース、15年度は51社(QBEを除く)ベース。

注2) 13年度の対前年増減率は、12年度の計数から大成火災を除いたものに対する増減率

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

保険におけるセーフティネット等のあり方(「保険に関する主な検討課題」)についての検討は、金融審議会金融分科会第二部会の下に設けられている保険の基本問題に関するワーキンググループ(保険WG)において、15年1月から行われています。

#### 銀行等による保険販売規制の見直し

保険WGにおける検討は、1月から3月にかけて計8回行われました。この間、商品の提供者や利用者等の関係者から広く意見を聴取するなど、幅広い観点から検討が行われ、その検討結果が3月31日に第二部会に報告されるとともに、同日、第二部会の報告として公表されました。<sup>1</sup>

報告では、「契約者や国民全体にとっての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、・・・弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる」とする意見が大勢を占めた」とされました。

また、実施については、「本報告後例えば1年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当である」との意見が大勢を占めた。今後は、行政当局において、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待する」とされました。

#### 保険契約者保護制度の見直し(セーフティネットのあり方についての検討)

保険WGにおける検討は、6月までに4回行われています。この間、関係者から意見を聴取するなど、幅広い観点から検討が行われており、6月22日の第二部会にこれまでの検討状況が報告されています。

#### (注) 保険WGにおける審議状況

5月7日:(第1回目) 現行の仕組み、過去の破綻処理状況、海外制度について説明

5月13日:(第2回目) 関係者からの意見聴取

5月26日:(第3回目) 過去の議論の紹介、自由討議

6月18日:(第4回目) 自由討議

#### 無認可共済への対応

保険WGにおける検討は、6月までに4回行われています。この間、総務省からの報告(「根拠法のない共済に関する調査(中間取りまとめ結果)」)を受けるなど、

<sup>1</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331\\_d2sir\\_2.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331_d2sir_2.pdf)

幅広い観点から検討が行われており、6月22日の第二部会にこれまでの検討状況が報告されています。

(注) 保険WGにおける審議状況

4月15日:(第1回目) 無認可共済の実態等の報告(生命保険協会、日本損害保険協会)、行政におけるこれまでの取組の説明等、自由討議

4月23日:(第2回目) 海外制度についての説明、自由討議

6月9日:(第3回目) 総務省から無認可共済に係る実態調査の中間報告、国民生活センター等からヒアリング、自由討議

6月18日:(第4回目) 自由討議

その他の検討課題

上記のほか、保険WGにおいては、「保険会社のガバナンスのあり方」、「自然災害リスク等に係る責任準備金の積立ルール等の整備」について検討が行われています。

(2) 評価

前述(1)のとおり、平成15事務年度においては、保険におけるセーフティネット等のあり方の課題について検討を行うため、16年1月以降、金融審議会金融分科会第二部会を3回、保険WGを計16回開催しました。

この中で、「銀行等による保険販売規制の見直し」については、16年3月に第二部会において報告書が取りまとめられました。以後金融庁では、この報告の趣旨を踏まえ、実務面も含めた検討を行っています。

また、「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」については、16年6月に、第二部会に対し、保険WGにおける検討状況が報告されました。これらの検討課題については、これまでの議論でも多岐にわたる意見が出ており、引き続き、各論点について議論を深めていく必要があります。

さらに、「保険会社のガバナンスのあり方」、「自然災害リスク等に係る責任準備金の積立ルール等の整備」について検討を行いました。

なお、これらの検討に関連して以下のような関係省令の改正等を実施しています。

相互会社の総代会の運営の改善

損害保険会社における再保険に関する経理処理等の明確化

自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルールの整備

これらの関係省令の改正等により、 については、今後、各相互会社において、社員自治が十分に機能するよう様々な取組みがなされることが、 については、重要なリスク管理手段である再保険取引の適正化が図られることが、 については、損害保険会社の経営の安定化のための自然災害に係るリスク管理の強化、安全度の高い財務基盤の構築が図られることが期待されます。

## **6．今後の課題**

- (1) 「銀行等による保険販売規制の見直し」については、金融審議会第二部会において報告をまとめていただいたところであり、この報告の趣旨を踏まえ、実務面も含めた検討を行う必要があります。
- (2) 「保険契約者保護制度の見直し」、「無認可共済への対応」については、保険WGから金融審議会第二部会に対し、これまでの検討状況が報告されたところですが、保険WGにおいては、引き続き、各論点について議論を深めていく必要があります。
- (3) 「保険会社のガバナンスのあり方」、「自然災害リスク等に係る責任準備金の積立ルール等の整備」についても、必要に応じ、更に検討を加える必要があります。
- (4) 以上のことから、平成17年度において、保険制度に係る企画立案の事務を着実かつ効率的に遂行するため、機構定員要求を行う必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組み（金融審議会における検討等）を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔使用資料等〕

- ・金融審議会金融分科会第二部会保険WGの開催実績
- ・関係法令等の整備状況
- ・保険会社の決算・業務関係資料

## **10．担当部局**

総務企画局企画課保険企画室、監督局保険課